

市民セミナー

「子どもの貧困」は こども基本法で どう変わる？

-地域のサポートに
ついて考える-

参加
無料



- 1 「こども基本法」は、どんな法律？
大切なポイントは？
- 2 「こども基本法」は、
子どもの貧困問題にどう影響する？
- 3 子どもの未来のため、
地域ができる取組とは？

令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。
そもそも「こども基本法」は、どのような内容なのか、
大切なポイントは何か、どんな影響があるのか…など、
分かりやすく、お話ししていただきます。
次世代を担うすべての子どもの明るい未来のため、
「こども基本法」を受け止めて、私たち大人が今、
何ができるのか、一緒に考えてみませんか。

講 師 玉野 まりこ 氏

弁護士／

NPO 法人「子どもセンターぬく」理事長
非行、いじめ、体罰、児童虐待等子どもの権利・法律
に関する仕事を多く手掛ける。また、NPO 法人
「子どもセンターぬく」の設立準備段階から関わり、
多くの子どもたちの「子ども担当弁護士（コタン）」と
しても活動を重ねる。2022年6月に法人の理事長
に就任。

問い合わせ

吹田市役所低層棟 2F(211 番窓口)

児童部 子育て政策室

TEL 06-6384-1491(直通)

(平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分)

日 時 令和5年5月29日(月)
午後2時～午後4時
(受付 午後1時30分～)

会 場 吹田市文化会館（メイシアター）
集会室

申 込 下記の QR コードもしくは、裏面の
FAX 申込にて受け付けております。

申込 QR はコチラ →



申込方法

- ・この用紙に記入し、FAX でお送りください。

「申込 FAX 番号」 **06-6368-7349** (24時間受付)

『申込締切』令和5年5月26日(金)

『 定 員 』 60 名 (先着順)

参 加 者 氏 名	
連 絡 先 (※)	電話番号または E メールアドレス
手話通訳希望の有無	<input type="checkbox"/> 有り • <input type="checkbox"/> 無し <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 手話通訳が必要な場合は、 <u>令和5年5月18日(木)</u> までに申込をお願いいたします。 </div>

(※)中止または申込定員に達しお断りする場合にご連絡いたします。

定員（先着順）内の申込となった場合は申込者への改めてのご連絡は行いません。

※インターネット申込も
受け付けております。
(QRコードはこちら→)



電話でも受け付けします。
吹田市児童部子育て政策室
06-6384-1491
(平日午前9時~午後5時30分)

会場 MAP 吹田市文化会館（マイシアター）



※お客様用駐車場はありませんので、
公共交通機関をご利用ください。

◆阪急千里線 吹田駅前
(梅田方面からお越しの場合は、
吹田駅進行方向一番前の改札を出ですぐ)

(北千里方面からお越しの場合は、
吹田駅一番後ろの改札を出て
地下道をくぐりすぐ)

◆JR東海道本線 吹田駅より徒歩15分
(吹田駅中央改札を出て、線路沿いに
大阪方面に)

参加される方へ

発熱や咳など、体調がすぐれない場合は参加をお控えください。